県営名島運動公園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、県営名島運動公園 指定管理者 宗像緑地建設株式会社(以下「当社)という)が県営名島運動公園(以下「当公園」という)の運営において、来園者の満足度とモラルを高めることを目指すとともに、市民との協働によりスポーツ及び生涯学習の推進を図ることを目的として設置する県営名島運動公園サポーター(以下、「サポーター」という)制度の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において当公園がその活動を推進、または支援するサポーターとは、 前条に規定する趣旨に賛同し協力しようとする者で、第六条に規定する登録証 の交付を受けて第九条に規定する活動を行う者をいう。

(サポーターの登録資格)

第三条 サポーターとして登録する者は、ボランティア活動に積極的に参加する意思の ある者とする。中学生以下については親権者もしくは責任者の同意を必要とす る。

(登録申出)

- 第四条 サポーターとして登録する者は、県営名島運動公園サポーター登録申出書(以下、「申出書」という)を記入後、名島運動公園管理事務所(以下、「事務所」という)窓口に提出して名島運動公園管理事務所所長(以下、「所長」という)の承認を受ける。その際、身分証明書を提示する。
 - 2 中学生以下の登録は、申出書と合わせて同意書を提出しなければならない。 申出書は、別紙1のとおりとする。

同意書は、別紙2のとおりとする。

(登録期間)

第五条 サポーターの登録期間は、申出日から令和4年3月31日までとする。

(登録証の交付)

第六条 サポーターの登録申出を承認したときは、当該申出者に対し県営名島運動公園 サポーター登録証を交付するものとする。

(登録の抹消)

- 第七条 所長は、サポーターが次の各号いずれかに該当したときは、その登録を取り消 すものとする。
 - (1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
 - (2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
 - (3) 登録者がサポーターとして不適格であると認められるとき
 - 2 サポーターは、前各号の規定により登録資格を取り消されたときは、速やかに登録証を所長に返還しなければならない。

(サポーター登録名簿)

第八条 所長は、サポーター登録者に関する名簿を作成し、これを管理するものとする。

(活動内容)

- 第九条 サポーターの活動内容は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 清掃活動
 - (2) 当公園利用者のマナー向上に貢献する活動
 - (3) 当公園主催で実施されるイベントの補助
 - (4) 植樹·花壇整備活動
 - (5) その他、上記に付随するもの

(活動日及び活動参加の方法)

第十条 活動日は事務所から電子メール等により通知を行う。活動に参加する場合は 事前に事務所に連絡を入れることとする。

(報酬及び交通費)

第十一条 サポーターの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費は自己負担に よるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。